

## 平成 29 年 第 13 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 5 日 (火) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 00 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (34 人)

1 番 片渕久司 委員	2 番 香月一夫 委員	3 番 川崎勝巳 委員
5 番 井上保博 委員	6 番 木室徳好 委員	7 番 吉原春樹 委員
8 番 赤坂隆義 委員	9 番 中村勝郎 委員	10 番 野田弘之 委員
11 番 宮崎裕二 委員	12 番 岩石 学 委員	13 番 井崎陽子 委員
14 番 池上勝文 委員	16 番 香月伸幸 委員	17 番 吉岡保則 委員
18 番 森口弘実 委員	20 番 小柳眞佐美 委員	21 番 森 邦之 委員
22 番 石田義明 委員	23 番 小野愛子 委員	24 番 山口八州男 委員
25 番 田口千津子 委員	26 番 片渕秋正 委員	27 番 松尾利助 委員
28 番 光武直広 委員	29 番 溝上博信 委員	30 番 永石恒弘 委員
31 番 岩永廣康 委員	32 番 南條喜代己 委員	33 番 中村康則 委員
34 番 溝口修一郎 委員	35 番 木下善明 委員	36 番 中村秋男 委員
37 番 川崎 薫 委員		
4. 欠席委員 (3 人)

4 番 津田 保 委員	15 番 香月幸雄 委員	19 番 川崎敏樹 委員
-------------	--------------	--------------
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - (3) 非農地証明願いについて
  - (4) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (12 号) の承認決定について
  - (5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所

(2) 平成 29 年度第 2 回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

(3) その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西山里美	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	石隈あつみ				

## 7. 会議の概要

事務局長 皆さんおはようございます。ただいまより、平成 29 年 12 月第 13 回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さんおはようございます。早いもので、もう 12 月に入りました。今日はこの冬になって一番の寒さになったということで、風邪などひかないようにしていただきたいと思います。これから年末にかけて、忙しい時期に入りますので気を付けていただきたいと思います。

さて、本日は本年最後の第 13 回農業委員会総会ということになります。ご出席いただきまして、ご苦勞様でございます。慎重に審議をしていただきますよう最後までよろしくをお願いいたします。

事務局長 本日は、4 番津田保委員、15 番香月幸雄委員、19 番川崎敏樹委員より欠席の届け出があっております。また、9 番中村勝郎委員、34 番溝口修一郎委員より若干遅れる旨の連絡をいただいております。本日の出席委員は 37 名中 34 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより以降の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則によりまして会長が務めるとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、9 番の中村勝郎委員、10 番の野田弘之委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第 214 号 =

議長 それでは、1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 214 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

議案番号第 214 号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字福富下分字新蔵〇〇番、面積が田 1,035 ㎡です。

譲渡人は、白石町大字福富〇〇番地、中区の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 12,954 ㎡、畑 260 ㎡、計 13,214 ㎡です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。譲受人である〇〇さんは、28年間農業に従事されておりました、位置図からも分かりますとおり、隣接する農地を所有しておられることから、〇〇さんから譲渡されるということで話をされております。〇〇さんから譲渡される農地を含めまして、すべての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として11月22日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、玉葱を中心に約1.2haの規模で営農をされています。1ページの位置図でもわかりますように、申請地は、譲受人の農地の中にあるような配置になっております。以前より売買の話がされておりましたが、先月、話がまとまり今回の申請となりました。譲受人は今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第214号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第214号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

=議案番号第215号=

議長 続きまして、議案番号第215号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第215号。

権利の種類は所有権移転、売買。

申請農地の表示。大字福富字三番搦〇〇番、面積が田の655㎡です。

譲渡人は、江北町大字上小田〇〇番地、江北町の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

耕作面積は、田 27,776 ㎡、畑 38,851 ㎡、計 66,627 ㎡です。

稼働力は男 3 名、女 1 名です。

申請の事由としまして、譲渡人、譲受人双方の要望となっております。議案位置図につきましては 2 ページをご参照ください。申請農地は、〇〇さんの所有地に隣接する狭小な農地で、双方の要望により申請がなされたものです。譲受人である〇〇さんは、専業農家として、米、蓮根、玉葱などを作付けされており、今回申請の農地を含め、すべての農地について、これまで同様、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米、麦、蓮根、玉葱を中心に約 6.7ha を作付けし営農されております。譲渡人は町外に移住されており、今回の申請農地については、以前から譲受人が耕作をされておりました。譲受人は今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

あっせんではできないのでしょうか。

事務局長 面積的に狭小な農地でございます、双方で売買することになりましたと決めて見えられましたので、3 条での売買をお願いして、本人さんもそれを了承されたところです。

〇番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 215 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 215 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 216 号 =

議長 続きまして、議案番号第 216 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 216 号。

権利の種類は使用貸借権の設定。

申請農地の表示。大字田野上字一本杉〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字田野上字三本杉〇〇番、大字田野上字六本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字坂田字一本柳〇〇番、〇〇番、大字坂田字三本柳〇〇番、〇〇番、面積が田 30,092 m<sup>2</sup>、畑 323 m<sup>2</sup>、合計 30,415 m<sup>2</sup>です。

貸付人は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字田野上〇〇番地、上田野上の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 30,092 m<sup>2</sup>、畑 323 m<sup>2</sup>、合計 30,415 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2 名、女 1 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をされるものです。期間は平成 30 年 1 月 1 日から 50 年間となっております。〇〇さんは、兼業農家として 15 年間農業に従事をされており、すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 216 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 216 号は申請どおり当委員会に

において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 217 号＝

議長 続きますして、2.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案番号第 217 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案番号第 217 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字福吉字四本黒木〇〇番、面積が田の 643 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、白石町大字福吉〇〇番地、大戸下の〇〇さん。譲受人は、佐賀市兵庫町大字藤木〇〇番地、佐賀市の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場です。

転用の事由は、夏季において、皮膚科等の来院者数が多いときに駐車場の台数が足りない状況である。申請地に従業員用駐車場を新設して従業員駐車場を北側に集約することで、既存駐車場における来院者駐車スペースの増台を図りたい。

事業または施設の概要は、駐車場 312 m<sup>2</sup>、通路、その他 331 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が宅地、西側が田、南側が宅地、北側は町道です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項として、平成 26 年 12 月 4 日に農振除外の見直し決定公告がされております。

農地区分は第 3 種農地。農地区分の該当事項は、水管、下水道管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する。200m 以内にありますが、白石小学校、それから病院が 2 つございます。許可基準の該当事項としましては、許可し得るとなっております。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、現在、内科、皮膚科、薬局の 3 施設が入っている〇〇の駐車場拡張を目的とするものです。当申請については、現在のところ、隣接農地の耕作者の方からの同意が得られていない

状況とのことですが、駐車場造成工事に伴い、隣接農地への被害防除として通常行うべき、土留め工事や雨水排水のための側溝整備工事等については滞りなく行われる計画であることから、転用についてはやむを得ないと判断いたします。なお、隣接耕作者の方へもその旨説明を事務局からしていただいております。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長            ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番            ○番〇〇です。

                  この土地を3年ぐらい前に取得するとき、ここをクリニックにしたいからということで、その時に増設するならするで、そこらへんまで鑑みて農業委員会は言ってはなかったですか。将来的なことも考えて、こういうことを申請があったからまたという農業委員じゃないからですね。ここはパイプラインが通っていました。地元の人に聞いたら、パイプラインを移設して敷地を迂回して、道路を横断してまたこちらに戻ってくるような工事をしましたと伺いました。なんで農業委員は施設を作る人にきちんと言わないのかと言われました。もう1回〇〇に、地元にもきちんと説明して、かなり地元から不満が出ているということを書いてもらえないでしょうか。

○番            ○番〇〇です。

                  〇〇さんの隣の〇〇さんが前、小作をしておられました。その時に売りたいけど、兄弟もたくさんいらっやって許可を得られなかったそうです。今になって資金が必要になられて売りたいということです。借り受けられていた〇〇さんが、前に小作契約を解約しないとされたとその当時私は聞きました。本当は売りたいけども、兄弟の許可も得られない。今は耕作者の〇〇さんがもう農地を返すと言われている。誰も作らないので管理ができていません。そのため近くの方は困っているので許可をしてくれないかと言われ、私も農業委員なので、耕作者も大事にしなければならぬけど、部落の方々の意見は〇〇さんも助けてやらなければと。それと病院なので地域のためにも貢献してもらうなら、売ったほうがいいのではないかと私は思います。〇〇さんが草を刈ったり管理でもしてくださればいいのですが、管理もしないので耕作放棄地のようになっていた。私としては売ったほうがいいのではと思います。〇〇さんのところも水が溜まるので事務局と現地確認した時も、角に三本ばかり水が溜まっている状態であったため、業者が暗渠排水工事をするということをおとで事務局から聞きました。

○番            そういうことを売買契約書のなかに明記していただけたらいいのではないですか。

○番            あとの説明は事務局でお願いします。

事務局長 農地法上、5 条の許可申請書のなかに細々書く欄はございませんけども、売買の契約のなかで…。

○番 そういうふうな売買契約書のほかに別紙として、こういう工事もしてくださいとか細かいことを丁寧に書いておかないと、あとからもめることになりかねない。

事務局長 双方の細々した打ち合わせや契約内容につきましては、十分にこちらのほうから指導をしておりますので交わされるものと思っております。私達も駐車場がこの面積で今必要なのかというのは、かなり検討はいたしました。病院の数に対して駐車場の数が今本当に足りていないのかというのは私達も疑問でございましたので、事務局のほうとしましては、その辺は何度も設置者側のほうに話をしまして、実際の台数の足りない根拠の数も出していただきまして、当初は出せないということでしたけれども。

○番 当初、この土地を取得される時、本人が 2 人見えられて説明をして下さったですよ。その時も言葉ではちゃんと地元の要望に応えますと言われましたが、実際応えてなかったのは私に言っているのです。だから今回はそこを踏まえて、農業委員会からちゃんとしてくださいと言ってください。

事務局長 隣接農地の方は、今、〇〇委員さんが言われたように、排水が少し悪いということを再三言われてますので、その辺の対応については必ずしてくださいと、うちのほうからも言っておりますし、本人さんも申し出をされて、その後どういう状況になるのか、やっぱりこれでは排水が効いてないとかいうような状況になりましたら、またそこで話をさせていただくように双方に伝えておりますのでよろしくお願いします。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 217 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 217 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 218 号＝



議長 議案番号第 218 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 218 号。

権利の種類は所有権移転、売買です。

申請農地の表示。大字戸ケ里字一本谷〇〇番、畑の 79 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、大阪府豊中市螢池北町〇〇丁目〇〇番〇〇号、大阪府豊中市の〇〇さん。

譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さんです。

転用目的は、駐車場及び家庭菜園です。

転用の事由としまして、譲受人は実家に両親、義理姉家族と同居しており、子供の成長とともに実家が手狭になると考えられるため、申請地と隣接した宅地に住宅と、駐車場を建築したいということです。

事業または施設の概要は、一般住宅 84.46 m<sup>2</sup>、カーポート 36 m<sup>2</sup>、来客用駐車場 48 m<sup>2</sup>、家庭菜園 40 m<sup>2</sup>、庭、その他 490.56 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が宅地、南側が宅地、北側は宅地です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 10 年 10 月 23 日に見直しの決定公告がされております。

農地区分は第 2 種農地。農地区分の該当事項は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。許可基準の該当事項は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなっております。位置図につきましては 5 ページ、6 ページをご参照ください。周辺農地や土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしておられることから、申請は妥当と判断し受理しております。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 12 月 3 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、譲受人は実家を出て、申請地に一般住宅及び駐車場等の整備を計画しておられます。申請地は前の居住者のころから宅地として利用されており、今回正式に農地転用申請を提出されております。隣接する農地もないため周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 218 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 218 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第 219 号 =

議長 続きまして、3.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 219 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 219 号。

願出農地の表示。大字湯崎字川津〇〇番、畑の 46 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、畑の 60 m<sup>2</sup>、合計の 106 m<sup>2</sup>です。

願出者は、佐賀市神野東〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、土地改良事業により宅地進入路が整備され、平成 6 年に畑として換地された。その後、農地法上の手続きを行わないまま進入路として利用を続け現在に至っている。今後も農地に戻して耕作する予定もないため非農地として証明願いたいということで、顛末書が添付されております。

圃場整備については、地区内です。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直し決定公告がなされています。非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後再び農地として利用されることはないと判断し、申請は妥当であるとして受理をしております。議案の位置図は 7 ページから 9 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として、11 月 28 日に〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は現在、宅地進入路となっております。申請地は圃場整備事業により宅地進入路

として造成され、平成6年に畑として換地されていたとのことです。今回の申請については、区長、生産組合長、及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得られており、今後も農地として利用されることもなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第219号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第219号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第220号＝

議長 続きまして、議案番号第220号、4.「平成29年白石町農用地利用集積計画(12号)の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第220号、平成29年白石町農用地利用集積計画(12号)の承認決定についてご説明します。今回、所有権移転関係はございませんでした。

利用権設定の関係でございます。1ページから4ページにかけて59件、5ページから10ページは農地中間管理機構への利用権設定関係が41件、合わせて100件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が100件、使用貸借権設定は0件となっています。そのうち新規が71件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが60件で、再設定は29件でした。また、農地利用集積円滑化団体であるJAを通して設定されるものは36件です。今回の利用権の総面積は、684,750㎡です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが4件、個人によるものが55件、農地中間管理機構によるものが41件となっています。なお、今回の計画の中で未相続農地は6件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3号の各要件を満たすものとして、100件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして、議事参与の制限がございます。○番の〇〇委員、○番の〇〇委員、○番の〇〇委員はそれぞれの整理番号で発言を控えていただきます。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 〇番の〇〇です。

北明関係の借りが全部、佐賀県農業公社となっていますよね。これは法人化関係での貸し借りということでしょうか。

事務局長 設定方法のところに中間とありますが、これは今、〇〇委員さんが言われたように、法人化の関係で中間管理機構を通して、公社に貸付けをされる分の契約ということになります。

○番 法人の場合は、絶対、公社を通さなければいけないのですか。

事務局長 絶対通さなければいけないことはないです。

北明の法人のほうが、この方法を選ばれたということで、中間管理機構を通した契約になっております。

○番 絶対条件ではないわけですね。北明の法人が希望をされたということですね。

事務局長 中間管理機構を通して契約をされた場合に、賃借料の支払い等をすべて公社のほうで一括して行いますので、法人でするよりもスムーズに支払い等ができるということで公社を通した契約が増えてきております。

○番 これをしたら補助金等がくるのですか。

事務局長 いいえ。補助金等はありません。

○番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 220 号で賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 220 号については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 221 号～第 237 号＝

議長 続きまして 5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 221 号から 237 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について。

農地の売渡し希望。

議案番号第 221 号。申出農地の表示。大字廿治字松〇〇番、田 2,297 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治〇〇番地、廿治新村南の〇〇さんです。

議案番号第 222 号。申出農地の表示。大字廿治字二本杉〇〇番、田 2,203 m<sup>2</sup>、大字廿治字二本杉〇〇番、田 3,167 m<sup>2</sup>、合計で 5,370 m<sup>2</sup>です。両方とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治〇〇番地、上廿治の〇〇さんです。

議案番号第 223 号。申出農地の表示。大字東郷字三本楠〇〇番、田 2,123 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字東郷〇〇番地、東郷移の〇〇さんです。

議案番号第 224 号。申出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑 5,652 m<sup>2</sup>、大字八平字八平〇〇番、畑 4,717 m<sup>2</sup>、大字八平字八平〇〇番、畑 4,331 m<sup>2</sup>、合計で 14,700 m<sup>2</sup>です。3 つとも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、上区の〇〇さんです。

議案番号第 225 号。申出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑 3,413 m<sup>2</sup>、大字八平字八平〇〇番、畑 4,049 m<sup>2</sup>、大字八平字八平〇〇番、畑 2,798 m<sup>2</sup>、合計で 10,260 m<sup>2</sup>です。3 つとも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

議案番号第 226 号。申出農地の表示。大字八平字八平〇〇番、畑 3,383 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さんです。

議案番号第 227 号。申出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田 1,006 m<sup>2</sup>。農振

農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さんです。

議案番号第 228 号。申出農地の表示。大字新拓〇〇番、田 4,664 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 1A の〇〇さんです。

議案番号第 229 号。申出農地の表示。大字新拓〇〇番、田 4,808 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3A の〇〇さんです。

議案番号第 230 号。申出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑 3,370 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 231 号。申出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑 1,445 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 232 号。申出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑 1,918 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 233 号。申出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑 697 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、小城市芦刈町三王崎〇〇番地、小城市の〇〇さんです。

議案番号第 234 号。申出農地の表示。大字廿治字一本杉〇〇番、田 2,370 m<sup>2</sup>、大字廿治字一本杉〇〇番、田 2,377 m<sup>2</sup>、大字廿治字江越〇〇番、田 429 m<sup>2</sup>、大字廿治字江越〇〇番、田 796 m<sup>2</sup>、合計で 5,972 m<sup>2</sup>です。4 つとも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市昭栄町〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さんです。

議案番号第 235 号。申出農地の表示。大字遠江字遠太搦〇〇番、田 1,262 m<sup>2</sup>、大字新拓〇〇番、田 2,383 m<sup>2</sup>、大字福富字福田搦〇〇番、田 829 m<sup>2</sup>、大字福富字福田搦〇〇番、田 1,115 m<sup>2</sup>、合計で 5,589 m<sup>2</sup>です。4 つとも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、佐賀市木原〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さんです。

議案番号第 236 号。申出農地の表示。大字福富下分字竜神〇〇番、田 2,969 m<sup>2</sup>、大字福富下分字竜神〇〇番、田 2,265 m<sup>2</sup>、大字福富下分字竜神〇〇番、田 780 m<sup>2</sup>、大字福富下分字竜神〇〇番、畑 178 m<sup>2</sup>、大字福富下分字竜神〇〇番、田 536 m<sup>2</sup>、合計で 6,728 m<sup>2</sup>です。〇〇番の他は 4 つとも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、滋賀県長浜市三田町〇〇番地、滋賀県の〇〇さんです。

議案番号第 237 号。申出農地の表示。大字福富下分字大福〇〇番、田 398 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、神奈川県平塚市纏〇〇番地、神奈川県の〇〇さんです。

次に、農地の借受希望。議案番号第 238 号。

希望農地の条件としまして、六角、白石、須古、横手のなかの大井・横手地区。2 番目、1 区画 30a 以上で合計 2ha。作付作物は、米、麦、大豆、野菜（キャベツ）となっ

ています。借受希望です。あっせん申し出者は、白石町大字廿治〇〇番地、江越の〇〇さんです。

以上、議案第 221 号から議案第 238 号まで 18 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員のなかからあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案番号第 221 号から 238 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく願いします。

議案番号第 221 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 222 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 223 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 224 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 3 つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第 225 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 3 つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 226 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 227 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 228 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 229 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 230 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 231 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 232 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 233 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 234 号。



○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 4つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 235 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 4つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 236 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 5つともですね。

○番 はい。

議長 議案番号第 237 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 238 号。借受希望。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 221 号は○番○○委員と○番○○委員、222 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともです。223 号は○番○○委員と○番○○委員、224 号は○番○○委員と○番○○委員、3 つとも。225 号は○番○○委員と○番○○委員、3 つともです。226 号は○番○○委員と○番○○委員、227 号は○番○○委員と○番○○委員、228 号は○番○○委員と○番○○委員、229 号は○番○○委員と○番○○委員、230 号は○番○○委員と○番○○委員、231 号は○番○○委員と○番○○委員、232 号は○番○○委員と○番○○委員、233 号は○番○○委員と○番○○委員、234

号は○番○○委員と○番○○委員、4 つともです。235 号は○番○○委員と○番○○委員、4 つとも。236 号は○番○○委員と○番○○委員、5 つともです。237 号は○番○○委員と○番○○委員、借受希望の 238 号は○番○○委員と○番○○委員、よろしくお願ひします。それでは担当をお願ひします。

事務局長 議案番号第 221 号が○○、222 号が○○、223 号、224 号が○○、225 号が○○、226 号が○○、227 号も○○です。228 号、229 号が○○、230 号、231 号が○○、232 号、233 号が○○、234 号が○○、235 号が○○、236 号が○○、237 号が○○となっております。以後の連絡等につきましては担当の職員のほうへよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひします。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願ひします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 1 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 平成 29 年度第 2 回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会
- ③ その他
  - ・近隣市町の農地価格について
  - ・報酬等支払明細書の配布について
  - ・農業委員会だより (第 17 号) の発行について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 00 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員